

令和 7 年度 杉並区学齢期発達支援事業における 委託事業者の募集について

1 募集の趣旨

平成 29 年度より、杉並区では「杉並区学齢期発達支援事業」を開始しています。本事業では発達支援を必要とする学齢期の発達障害児が区の委託する事業所に通所し、社会生活を円滑に行えるよう支援しています。

今回は、本事業の利用を希望する発達障害児の需要の増加に対応するため、本事業の委託事業者として参加し、発達支援を実施していただける事業者を募集します。

2 事業概要

(1) 事業名

杉並区学齢期発達支援事業

(2) 利用対象者

杉並区内に住所を有する者で、次の①～③のいずれにも該当する児童とします。

① 発達障害の診断を受けている児童

② 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に定める小学校に在籍する 1 年生から 3 年生までの児童。ただし、同法第 81 条第 2 項に規定する特別支援学級に在籍する者及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 4 項に規定する放課後等デイサービスを利用している者は除く。

③ 区長が発達支援を必要と判断した児童

※ ただし①から③までの規定にかかわらず、区長が特に必要と認めた児童は、対象者とすることができます。

(3) 委託（支援）内容

① 発達障害児への支援

② 発達障害児の保護者への支援

③ 発達障害児が在籍する学校等（学校教育法第 1 条に規定する小学校以

外の教育機関を含む。)との対象者に係る調整

④ その他区長が特に必要と認めた支援

(4) 利用時間、利用回数

本事業は、1回あたり45分以上とし、1月当たりの利用回数は4回を限度とします。なお、本事業は同日に前号の委託内容について2種類まで実施ができ、この場合の利用回数は2回と換算します。

(5) 費用負担額

利用対象者が本事業を利用するときに係る費用は無料とします。ただし、本事業以外の支援を独自事業として本事業に引き続き又は別の日に同一の事業所で受ける場合については、利用対象者の保護者はあらかじめ事業者が示した金額を実費負担するものとします。

(6) 委託料

本事業の実施に係る以下の委託料について、区の予算の範囲内において履行確認後実績に応じ支払います。

区分		委託料（別途消費税）
1	発達支援委託	6,100円／回
2	発達支援コーディネート	4,700円／月

(7) 委託開始時期

令和7年9月中旬（予定）

(8) 委託契約期間

契約期間は単年度契約とします。なお、区の実施するモニタリング評価（履行評価）の結果等により事業の実施が適当であると判断できる場合は次年度も継続して委託契約を結ぶことができます。ただし、契約期間中に事業実施がふさわしくないと判断できる場合は、年度途中においても契約を解除することがあります。

3 委託対象事業者の資格

委託対象事業者は応募申込時において次の各号の要件の全てを備えているものとします。

- (1) 杉並区、中野区、世田谷区、渋谷区、練馬区、三鷹市、武蔵野市で児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同法同条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを実施している、又はこれに準ずる区が認める事業を実施している次に掲げる法人であること。
- ① 社会福祉法人
 - ② 医療法人
 - ③ 宗教法人
 - ④ 一般社団法人、一般財団法人
 - ⑤ 特定非営利活動法人
 - ⑥ 会社法第2条第1号に規定する株式会社
- (2) 次の要件のいずれにも該当すること。
- ① 本事業を実施する事業所（以下「事業所」という。）において心理職の職員を配置すること。なお当該職員においては、本事業の委託契約時に週20時間以上雇用すること。
 - ② 学齢期の発達障害児支援について法人又はその法人と同一であると区が認める団体等において1年以上の実績があること。
 - ③ 本事業の支援にふさわしいと区が認める支援プログラムを実施できること。
 - ④ 上記③のプログラムを実施するための人員及び設備を備えていること。
- (3) 応募する法人の役員又は使用人において、杉並区暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に規定する暴力団員及び暴力団関係者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 本事業の応募申込時において法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

4 追加委託事業者数

2事業者（予定）

5 事業所の運営に関すること

事業所の運営に際しては、次の各号を遵守していただきます。

- (1) 法令等の遵守
関係法令及び条例等
(児童福祉法、東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例、杉並区暴力団排除条例等)
- (2) 研修への参加
事業者は、区が実施する研修等に年1回以上参加すること。
- (3) 傷害・賠償責任保険の加入
事業者は、受託期間中、傷害・賠償責任保険に加入すること。
- (4) 労働関係法令遵守に関する報告書の提出
本事業従事者の労働関係法令遵守を確認するため、事業者は労働関係法令遵守に関する報告書を前期と後期に区長へ提出すること。

6 提出する書類について

- (1) 提出書類
「提出書類一覧」(別紙1)のとおりです。なお、事業所名については、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業等の事業所名と同一にせず、本事業であると認識できる事業所名にしてください。(例、「学齢期発達支援事業 ○○○」等)
- (2) 提出部数
 - ① 提出書類は、正本1部と副本7部をそれぞれ製本(A4、縦型、左綴じ、ファイル等で綴じる。)し、提出してください。
 - ② 副本については、参加事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないでください。(当該箇所を黒塗りする又は当法人などと記載するなど、判別できないようにしてください。)
- (3) 提出方法及び提出先
「11 担当課」へ持参により提出してください。(事前に予約し、お越しくだ

さい。)

(4) 提出期限

令和7年8月15日(金)17時まで(必着)

7 委託事業者の決定について

杉並区学齢期発達支援事業に関する発達支援委託事業者審査会議(以下「審査会議」という。)において、提出書類及びヒアリングなどの内容を総合的に審査した上で委託事業者を決定します。

(1) 審査方法

① 第一次審査(書類審査)

提出された書類に基づき、一次審査を実施します。

② 第二次審査(ヒアリング等)

第一次審査を通過した事業者に対し、ヒアリングの回答内容等について審査を行います。なお、第二次審査時において、応募の際に提出した書類以外の新たな資料による説明は不要とします。

(2) 応募事業者が多数あった場合は、審査会議で決定した水準に達した、評価の高い上位2事業者を委託の対象とします。

(3) 審査結果の通知

① 第一次審査結果の通知

第一次審査の参加者に対して、令和7年8月22日(金)(予定)までに通知します。

② 事業者審査結果の通知

第二次審査の参加者に対して、令和7年9月3日(水)(予定)までに通知します。

《実施スケジュール》

内 容	期間等
募集要領及び応募書類の公表	令和6年6月27日(金)
応募書類の提出期限	令和7年8月15日(金)17時まで(必着)
第一次審査(書類審査)結果の通知	令和7年8月22日(金)までに通知する(予定)

第二次審査（ヒアリング審査）	令和7年8月下旬（予定）
事業者審査結果の通知	令和7年9月3日（水）までに通知する（予定）

※ 第一次審査以降の日程は、応募状況等に応じて変更となる場合があります。

8 評価基準

ア 環境・体制整備に関する評価基準

評価項目	評価の内容
①環境について	発達障害に配慮した環境調整が行われているか
②職員配置について	発達障害に関して専門的知見を持った職員の配置及び配置数は適切であるか

イ 適切な支援の提供

評価項目	評価の内容
①支援計画の作成について	発達障害のアセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、支援計画を作成しているか
②プログラムについて	子どもの発達障害の状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて計画を作成しているか
③支援の記録について	日々の発達障害児の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか
④モニタリングについて	定期的にモニタリングを行い、計画の見直しの必要性を判断しているか
⑤保護者への支援	保護者の発達障害への対応力の向上を図る観点から、保護者に対して適切な支援を行っているか。子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか。

ウ 業務改善に関する評価基準

評価項目	評価の内容
①業務の改善について	保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげているか
②研修について	職員の資質の向上を行うために、発達障害に関する研修の機会を確保しているか

エ 関係機関や保護者との連携に関する評価基準

評価項目	評価の内容
①学校との連携	保護者の同意のもとに学校との情報共有（年間計画・まとめ等）、連絡調整を適切に行っているか
②主治医との連携	医療的対応が必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えているか
③専門機関との連携	こども発達センターや他の専門機関と連携し、助言や研修を受けているか

オ 保護者への説明責任に関する評価基準

評価項目	評価の内容
①保護者への説明責任	支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか
②苦情対応について	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応しているか
③個人情報の取り扱い	個人情報に十分注意しているか

カ 非常時の対応に関する評価基準

評価項目	評価の内容
①非常時のマニュアルの作成	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知しているか
②虐待の防止について	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか

9 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 提出書類等に不備及び虚偽の記載があった場合
- (2) 委託対象事業者の資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (4) 応募書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

10 留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。
- (3) 提出後の応募書類等の修正又は変更は一切認めません。
- (4) 提出書類は返却しません。
- (5) 提出書類について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき公開することがあります。
- (6) 区は、提出書類について必要に応じて無償で利用できるものとします。

11 担当課（問合せ先）

杉並区保健福祉部障害者施策課発達障害児相談担当

住 所：杉並区天沼 3－1 9－1 6

ウェルファーム杉並 4階

電 話：0 3－5 3 3 5－7 6 3 4

担当者：中島、間